

ID: 211

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【根拠条文】 (立入調査等) 第49条 6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日